	受理年月日	住所氏名	提出者	件 名
	平成十五年六月二日	明日の太平四丁目を考える会 中 村 裕 次	墨田区太平四丁目十番八号	町会に交付する助成金及び助成金交付担当窓口のあり方に関する陳情
	受理番号			
	第九号			

旨

要

会に対する助成金全般のあり方を見直してほしい 墨田区基本計画における「新生・再生・共生」の視点から、 また墨田区財政ひっ迫の折り行財政改革の一助として、 囲丁

前項に伴い、助成金交付担当窓口(地域振興部自治振興・女性課)の助成金交付に対する基本方針のあり方を改めてほ

(理由)

めの経費の一部を助成するため、区から町会に助成金が交付されています。 の自主と連帯によるコミュニティづくり活動の推進に資すること」に集約できるものと言えます。そして目的を達成するた 区行政と町会との係わり合いについては、墨田区発行の「手引書」、「各要綱」によりその目的とするところは、「地域住民

田区財政状況はどうでしょうか。対応できる状況にあるのでしょうか。私は、行財政改革等特別委員会における、一日も早 いるところが出始めています。それが今後も増大の道をたどることは、国政の流れから見ても時間の問題と言えます。 のではありませんが、問題を先送りしない勇気と行動力があれば必ず成し遂げられるものと思慮しています。 .行財政改革の推進をすべきものと判断しています。一概に行財政改革と言っても、諸問題が山積され一朝一夕で出来るも 一方、バブル崩壊後、全国的に地方分権制度の必要性が高まる機運の中、一部地方行政ではその業績を着実に向上させて

不可欠なものであると考えました。しかし、私達に大きな事は出来ません。であるならば、まず自分達の足元である墨田区

そこで、一墨田区民として、何かお手伝いできることはないかと考えた時、地方行政の根幹となる区民の意識改革が必要

まず裾野の第一歩からです。 と町会の係わり合い、特に助成金のあり方について検討し、重要な問題点を発見するに至りました。 私達が生活する太平四丁目町会の運営に疑問を感じたことがそのきっかけとなっています。 山の頂上を極めるには

細がなく、助成金が他の用途に使用されていても判別できません。 されていますが、実務におけるその実態は収支報告書の体裁と数字が符合すれば、無審査同様です。その収支報告書には明 いることです。例えば、収支報告書の提出、余剰金の返還、助成金の返還命令等と、チェックと罰則条項らしきものは記載 その内容は、 各助成金交付要綱の体裁は一応整っているものの、交付後のチェック機能については、様々な問題を含んで

書でも墨田区で正式承認され、次年度助成金が交付されてしまうのです。これでは、助成金交付要綱の規定は一切必要なく、 ただ湯水のごとく交付さえしていれば良いと言うことなのでしょうか。 つまり、町会員の承認を得ていない収支報告書であっても、町会長の記名と押印さえあれば、たとえ偽造された収支報告

うような回答をいただき、唖然としました。その内容は、「助成金は墨田区からの能動的なものであるから、収支報告書が町 先日、本書提出にあたり、同担当窓口課長と本件問題点について質問させていただく機会を得ました。その際、 会長の名で提出されている以上、一部住民の声(内部告発)は聞けない。」と言うものでした。 また、助成金交付担当窓口(地域振興部自治振興・女性課)の助成金交付に対する基本方針についても問題があります。 我が耳を疑

のです。 は住民に対するサービスに徹し、町会(もしくは住民)は行政に対するお上崇拝をやめ、自己の責任と権限を果たせばよい る側の両者に安易な考えがあるのであれば助成金の必要性はなく、両者それぞれがやるべきことをやれば良いのです。 さらに行政は、その仕事の一部を助成金の交付によって町会に依存するという側面を持っています。交付する側、

使われなければなりません。 り方を見直す必要性が出てくるのです。助成金は区民一人ひとりから納税された大切な公費であり、一円に至るまで大切に 行で良しとする会社があるでしょうか。 そこで、住民本来の自主と連帯を養うためにも、助成金交付に関するプラン・ドゥ・チェック、そして罰則規定などのあ お金は、必要なところに投入してはじめて生きてくるのです。どこの民間企業に支出の一方通

以上の趣旨をご理解の上、右事項の実現をお願いいたします。